# 第4回　河内長野市学校教育のあり方検討委員会次第

日時 ： 令和8年2月17日（火） 午後7時00分
場所 ： 河内長野市役所 5階　501会議室

1．開　　会

2．　前回のふりかえり

3．中学校のあり方
　・小規模化のメリットを最大限に活かした教育

4．閉　　会

# 第４回 河内長野市学校教育のあり方検討委員会会議資料一覧

■ 第３回河内長野市学校教育のあり方検討委員会の主な意見　【資料１－１】

■ 複式学級とは【資料１－２】

■ 公立小・中学校教職員定数について　【資料２】

■ 校務分掌に位置づける担当者について　【資料３】

■ 部活動について　【資料４】

■ 答申案の方向性　【資料５】

【参考資料】

■ 全国で取り組まれている小規模校における魅力ある学校づくりの工夫　【参考資料１】
（第３回あり方検討委員会会議資料）

# 第 4 回

# 河内長野市学校教育のあり方検討委員会

## 《会議資料》

## 河内長野市教育委員会

資料１－１

# 第３回河内長野市
# 学校教育のあり方検討委員会の主な意見

## １．小学校のあり方に関する意見

| | |
|---|---|
| ① | 次期学習指導要領の論点整理で多様性の包摂が記載されている。文部科学省としても学びの多様化学校を増やす方向性である。 |
| ② | 地域と一体になった教育の質向上に努める必要がある。学校は地域コミュニティの核である。 |
| ③ | 天見小学校は小規模特認校に指定されている。市内外に更なる広報が必要である。 |
| ④ | 学校が小規模化している中で、学校間合同授業やＩＣＴ機器を活用した遠隔授業は有効である。 |
| ⑤ | 小学校でも教科担任制が増加しつつある。担任１人が問題を抱え込まないという意味でも、チーム担任制は有効である。 |
| ⑥ | 学校が小規模化している中で、異学年の学級活動は有効である。 |
| ⑦ | 次期学習指導要領の論点整理で「学びの主体的な調整」が述べられている。一人一人の学習進度を子どもが選択することとなる。小規模校の方が実施しやすい。 |
| ⑧ | 学校が小規模化すれば人間関係が固定化しやすい。メリットであり、デメリットでもあると思う。 |
| ⑨ | 学校が小規模化している中で、小規模のメリットを活かした教育を行うことは重要である。しかし、あまりにも小規模になりすぎるとメリットがメリットでなくなってしまう。 |
| ⑩ | 将来、学校の統廃合がおこったとしても、議論の経過等を保護者に情報提供が必要である。 |
| ⑪ | 学校が小規模化している中で、部活動のあり方が変わりつつある。地域の力に頼ることになる。 |

## ２．今後の検討委員会の進め方に関する意見

| | |
|---|---|
| ① | 小規模化のメリットを活かして学校教育を充実することを本検討委員会の答申とする。 |
| ② | あまりにも小規模化が進み、教育水準の維持ができなくなった場合の一定の基準も検討したい。 |
| ③ | 次回は中学校の小規模化のメリットを活かした教育について検討する。 |

資料１－２

## ■複式学級とは

２つ以上の学年の児童、生徒を１つのクラスに編成する学級
（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）

１．編成の基準

【小学校】

| | |
|---|---|
| 第１学年の児童を含む場合 | ８人以下 |
| 第１学年の児童を含まない場合 | 16 人以下 |

【中学校】

| | |
|---|---|
| 全学年 | ８人以下 |

（例①）小学校

| １年 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
|---|---|---|---|---|---|
| ４人 | ３人 | ５人 | ８人 | ７人 | ６人 |
| ７人で１学級 | | 13 人で１学級 | | 13 人で１学級 | |

（例②）小学校

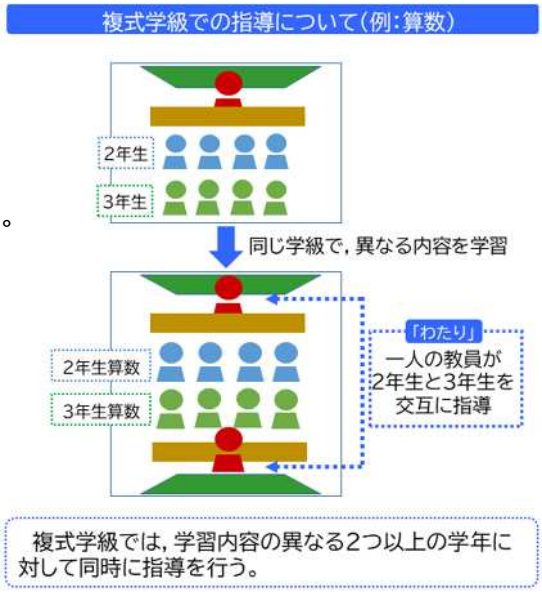
| １年※１ | ２年生 | ３年生 | ４年生※２ | ５年生 | ６年生 |
|---|---|---|---|---|---|
| ４人 | ５人 | ５人 | ８人 | ９人 | ６人 |
| ４人で１学級 | 10 人で１学級 | | ８人で１学級 | 15 人で１学級 | |

※１　１年生と２年生の合計は９人となり、基準の８人を超えるため、１年生のみで編成
※２　４年生と５年生の合計は１７人となり、基準の１６人を超えるため、４年生のみで編成

２．複式学級の授業方法

○　同じ学級で異なる内容を学習する児童生徒が存在することから、学習内容の異なる２つ以上の学年に対して同時に指導を行う必要があり、一人の教員が２つ以上の学年を交互に教える「わたり」などを実施する。
（※２つの学年を交互に「わたり」歩いて、直接指導と間接指導を行う。）

○　２つの学年の指導過程の組合せを考える場合、学習活動を無理なく効率的に行うために、指導の段階や時間配分を学年別にずらして組み合わせることも必要になる。




３．メリット

○　異なる学年間での縦の交流が生まれる。
○　授業中に子ども同士が教え合うなど、助け合う気持ちが生まれやすい。
○　子どもの自主性、自立性が育成される。

４．デメリット

○　授業に制約が生じる。
○　直接指導と間接指導の時間が交互に発生する。
○　教員は複数学年の教材研究が必要となる。

資料２

## ■公立小・中学校教職員定数について

### １．教職員定数の配分について

○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等に基づいて、大阪府において教職員数の配分が行われる。

○定数配分は、各小学校・中学校の**学級数を基礎として算定**される。（小学校 35 人編制、中学校 40 人編制※）

※令和 8 年度より中学校も段階的に 35 人編制に移行

＜小学校＞

| 学級数 | 校長・教員 | 養護教諭 | 事務職員 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 4 | 1 | 1 | 6 |
| 2 | 5 | 1 | 1 | 7 |
| 3 | 6 | 1 | 1 | 8 |
| 4 | 7 | 1 | 1 | 9 |
| 5 | 8 | 1 | 1 | 10 |
| 6 | 9 | 1 | 1 | 11 |
| 7 | 10 | 1 | 1 | 12 |
| 8 | 11 | 1 | 1 | 13 |
| 9 | 12 | 1 | 1 | 14 |
| 10 | 13 | 1 | 1 | 15 |
| 11 | 14 | 1 | 1 | 16 |
| 12 | 15 | 1 | 1 | 17 |
| … | … | … | … | … |

＜中学校＞

| 学級数 | 校長・教員 | 養護教諭 | 事務職員 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 5 | 1 | 1 | 7 |
| 2 | 7 | 1 | 1 | 9 |
| 3 | 9 | 1 | 1 | 11 |
| 4 | 10 | 1 | 1 | 12 |
| 5 | 11 | 1 | 1 | 13 |
| 6 | 13 | 1 | 1 | 15 |
| 7 | 14 | 1 | 1 | 16 |
| 8 | 15 | 1 | 1 | 17 |
| 9 | 17 | 1 | 1 | 19 |
| 10 | 18 | 1 | 1 | 20 |
| 11 | 19 | 1 | 1 | 21 |
| 12 | 21 | 1 | 1 | 23 |
| … | … | … | … | … |

### ２．中学校における学級数の変化による教員定数の配分について

○中学校は「教科担任制」：

教科数 11（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、男子保健体育、女子保健体育、技術、家庭、外国語）

○教科兼任数は、校長・教頭以外で教科を担当する場合に兼任が必要な教科数

○校務分掌等兼務人数は、下図「教職員校務分掌等」を兼任する人数

| 学級数 | 教員定数 | 教職員校務分掌等 | | | | | | | 合計 | 校務分掌等兼任人数 | 教科数 | 教科兼任数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 校長 | 教頭 | 生徒指導主事 | 進路指導主事 | 教務主任 | 学年主任 | 学級担任 | | | | |
| **3** | **9** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | **11** | **2** | 11 | **4** |
| **4** | **10** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | **12** | **2** | 11 | **3** |
| **5** | **11** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 5 | **13** | **2** | 11 | **2** |
| **6** | **13** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 | **14** | **1** | 11 | 0 |
| **7** | **14** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 7 | **15** | **1** | 11 | 0 |
| **8** | **15** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 8 | **16** | **1** | 11 | 0 |
| **9** | **17** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 9 | **17** | 0 | 11 | 0 |
| **10** | **18** | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 10 | **18** | 0 | 11 | 0 |

資料３

# 河内長野市立学校　校務分掌に位置づける担当者について

| 校務分掌名 | 主な役割 |
|---|---|
| ①推進担当者 | ※各校での取組みを推進する役割を担う |
| 小中一貫教育<br>推進担当者 | ○小中一貫教育を進める「つながりアップ事業」の取組みを進めるとともに、校種間の連携や他の中学校区への情報発信を行う校内の中心的な役割を主に担う。<br>○原則総合的な学習の時間担当を担う。 |
| コミュニティ・<br>スクール<br>推進担当者 | ○学校運営協議会の会議の運営や当該会議と連動する活動にいたるまでの取組みを円滑に進める中心的な役割を主に担う。 |
| 学力向上<br>推進担当者 | ○研究テーマに沿った、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図り、学力向上の取組みの成果と課題を具体的に把握・検証し、学校及び中学校区で課題に正対した取組みを進める中心的な役割を主に担う。<br>（年4回程度担当者会開催） |
| ＩＣＴ活用<br>推進担当者 | ○授業において効果的に１人１台学習者用端末等のICT機器を活用し、学力向上を図るよう校内体制の確立に努め、校内情報教育に関する指導計画立案、実行に向けて中心的な役割を担うとともに研修会等を実施する。また、機器整備に関する情報収集・提言を行い、セキュリティ保持に対する指導的な役割を果たす。（年4回程度担当者会開催） |
| 人権教育<br>推進担当者 | ○人権教育の取組みを推進するとともに、中学校区における人権課題の把握や取組みの検証を行うなど、小中一貫した人権教育の取組みを進める中心的な役割を担う。 |
| いじめ・<br>不登校対応<br>担当者 | ○いじめ防止や不登校児童生徒の減少に向けた取組みを進めるとともに、中学校区での情報共有・課題改善の取組みを行う校内の中心的な役割を主に担う。<br>（年2回程度担当者会開催） |
| ②プロジェクト | ※市主催の取組みを推進する役割を担う |
| 国語力UP<br>プロジェクト | ○B1(Best Book Battle)への参画、当日の運営<br>○児童生徒の参加状況の確認<br>○会議回数（本大会実施を含めて3回程度） |
| 教育フォーラム<br>プロジェクト | ○教育フォーラムへの参画<br>○当日の運営、進行<br>○会議回数（年2回程度） |
| 架け橋プログラム<br>研究プロジェクト<br>※小学校のみ | ○河内長野市版架け橋プログラムの開発<br>○会議回数（年4回程度） |

**（参考）法令・通知等により位置づけられている主な担当者**

| |
|---|
| ◆法令・規則等により位置づけられている担当者 |
| 教務主任　学年主任　保健主事　生徒指導主事　進路指導主事　司書教諭　道徳教育推進教師 |
| ◆通知等により位置づけられている担当者 |
| 支援コーディネーター　給食主任 |

## ■市内小中学校の校務分掌について

### ① 長野中学校

生徒数　515 人
学級数　17
教職員数　37 人

校長
教頭
企画委員会
運営委員会
職員会議

**人権・道徳部会**（6 名）
- 人権教育
- 道徳教育
- 図書館・読書
- 総合的な学習の時間

**学習指導部会**（8 名）
- 学力向上・授業改善
- 学習評価・進路
- 時間割・行事計画
- ICT・タブレット学習
- 教務関係

**特別活動部会**（9 名）
- 生徒会・委員会
- 学校行事運営
- キャリア教育
- 部活動
- 視聴覚

**生徒指導部会**（11 名）
- いじめ
- 不登校
- 支援教育
- 小中連携
- 学校保健・健康安全

特別委員会

| | |
|---|---|
| 企画委員会 | 校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、各学年主任、人権道徳部長、特別活動部長、学習指導部長、支援学級主担、子ども支援コーディネーター等 |
| 運営委員会 | 校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、各学年主任、人権道徳部長、特別活動部長、学習指導部長、保健主事、支援学級主担、道徳推進教諭、子ども支援コーディネーター等 |
| 進路対策委員会 | 校長、教頭、首席、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、子ども支援コーディネーター支援学級主担、各学年主任、3 年担当教員 |
| 子ども支援委員会 | 校長、教頭、首席、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、子ども支援コーディネーター各学年主任、支援学級主担、養護教諭、児童生徒支援加配教員、（学校カウンセラー、担任など） |
| 支援教育委員会 | 校長、教頭、子ども支援コーディネーター、各学年主任、支援学級担当、通常学級担当教員、支援学級応援職員 |
| 医療的ケア委員会 | 校長、教頭、子ども支援コーディネーター、看護師、支援学級担当、通常学級担当教員 |
| ハラスメント防止委員会 | 校長、教頭、指導教諭、生徒指導主事、養護教諭 |
| 体育大会実行委員会 | 校長、教頭、首席、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、体育科担当教員 |
| 部活のあり方検討委員会 | 校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導主事、特別活動部長、部活動担当者、その他関係職員 |
| 予算委員会 | 校長、教頭、副主査（事務職員）、教科主任、部活動担当者、その他必要な部会 |
| 食育（学校給食）委員会 | 校長、教頭、首席、養護教諭、保健主事、家庭科教員、学校医（内科、歯科、薬剤師） |

### ② 美加の台中学校

生徒数　127 人
学級数　5
教職員数　16 人

校長
教頭
首席
企画委員会
職員会議

小中一貫推進校設立
（4 名）
小中一貫推進会議
小中一貫推進実行委員会

**研修・研究部**（6 名）
- 人権教育
- 学力向上・授業改善
- 道徳教育
- 学習評価・進路
- 図書館・読書
- 時間割・行事計画
- 総合的な学習の時間
- ICT・タブレット学習
- キャリア教育
- 教務関係

**特活・保健安全部**（7 名）
- 生徒会・委員会
- 学校行事運営
- 部活動
- 小中一貫教育
- 視聴覚
- 学校保健・健康安全

**生徒指導部**
(生徒指導主事、各学年主任)
- 生徒指導方針
- 生徒指導体制

特別委員会

| | |
|---|---|
| 企画委員会 | 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任 |
| 支援教育委員会 | 校長、教頭、子ども支援コーディネーター、支援学級主担、当該学年主任、担任 |
| いじめ・不登校・生徒指導事案対策委員会 | 校長、教頭、生徒指導主事、学年団、スクールカウンセラー、支援員 |
| 人権対策委員会 | 校長、教頭、生徒指導主事、学年団、養護教諭 |
| 学校保健委員会 | 校長、教頭、養護教諭、保健主事、学校医（内科、歯科、薬剤師） |
| 進路対策委員会 | 校長、教頭、進路指導主事、各学年主任、3 年担当教員 |
| 学校評価委員会 | 校長、教頭、教務主任、学年主任 |
| 宿泊行事・校外学習対策委員会 | 校長、教頭、教務主任、学年主任 |
| 教育課程検討委員会 | 校長、教頭、教務主任、学年主任 |
| 食物アレルギー対応委員会 | 校長、教頭、養護教諭、保健主事、該当学年主任 |
| 食育推進委員会 | 校長、教頭、養護教諭、保健主事、学年主任 |

資料４

## ■部活動について

### １．部活動の位置づけ

**＜中学校　学習指導要領（平成 29 年告示）総則編より抜粋＞**

○スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

○学校や地域の実態に応じ、**地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携**などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする。

**＜中学校　学習指導要領解説　総則編より抜粋＞**

○なお、部活動は**教育課程外の活動**であり、その設置・運営は**法令上の義務として実施されるものではない**ことから学校の判断により**実施しないこともあり**、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生**徒の自主的・自発的な参加により行われる**ものである

| ◆教育課程 | ◆教育課程外 |
|---|---|
| 学習指導要領に基づく領域 | 学校が計画する領域 |
| 各教科・総合的な学習の時間・特別活動 | 休み時間・登下校・放課後の課外活動 |

### ２．現在の部活動の状況について（令和 7 年度）全 22 種類

| | 野球 | ソフトボール女 | サッカー | 陸上競技 | 硬式テニス男 | 硬式テニス女 | 軟式テニス男 | 軟式テニス女 | バスケ男 | バスケ女 | バレー女 | 剣道 | 卓球男 | 卓球女 | 吹奏楽 | 美術 | 技術 | 家庭 | 地理・歴史 | 図書 | ダンス | スポーツ | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長野中 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | 14 |
| 西中 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ | 6 |
| 東中 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 13 |
| 千代田中 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | 13 |
| 加賀田中 | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | 7 |
| 南花台中 | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | 6 |
| 美加の台中 | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | 5 |

### ３．各学校の部活動数の推移（平成 27 年度～令和 7 年度）

| | 令和 7 年<br>2025 年 | 令和 2 年<br>2020 年 | 平成 27 年<br>2015 年 |
|---|---|---|---|
| 長野中 | 14 | 14 | 14 |
| 西中 | 6 | 6 | 9 |
| 東中 | 13 | 13 | 13 |
| 千代田中 | 13 | 16 | 18 |
| 加賀田中 | 7 | 9 | 9 |
| 南花台中 | 6 | 6 | 7 |
| 美加の台中 | 5 | 5 | 6 |

## ４．本市の部活動の地域展開について（令和８年度から段階的に実施）

（１）部活動の地域展開

①少子化の進展
少子化により、学校の規模が小さくなる中、１つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない
（参考）中学生世代の人口推計 2023 年：約 322 万人⇒2033 年：約 259 万人

②学校（教員）だけによる運営に課題
学校の教員のみに頼る指導体制は維持できない

●少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要

●これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待

**◆学校部活動の意義**

・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与など

（２）本市の部活動の地域展開

生徒が、平日・休日を問わず、将来に渡って、多様なスポーツ・文化芸術活動の中から、それぞれの興味・関心に応じて、主体的に選択できる環境をめざして、これまでの学校部活動を改革部活動の教育的意義を継承する「河内長野地域クラブ連盟」（仮称）を創設したうえで地域クラブを実施し、地域全体で、スポーツ・文化芸術があふれる子どもをまんなかにしたウェルビーイングなまちの実現をめざす。

**学校部活動（学校管理下）**
↓
**地域クラブ（社会体育）**

**①これまでの学校部活動にある種目は、地域を運営団体として継続して実施する**



**②これまでの学校部活動にない種目も実施し、中学生の多種多様な活動を実現する**



**◆地域クラブによる新たな価値**

① 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
② 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
③ 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
④ 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
⑥ 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導等

（３）部活動の地域展開に向けた市の取組み

①バスの運行
②アプリによるスケジュール管理
③学校施設の利用等

令和４年12月

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁　文化庁

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
○ 令和４年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、**平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。**これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。**
○ 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※**Ⅰは中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## Ⅰ　学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）
- **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- **部活動指導員**や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- **週当たり２日以上の休養日**の設定（平日１日、週末１日）
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

## Ⅱ　新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として**１日の休養日を設定**
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- **困窮家庭への支援**

## Ⅲ　学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）
- **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
  ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- **令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## Ⅳ　大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）
- 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
  ※日本中体連は令和５年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

# 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

## 学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

| | |
|---|---|
| 指導者 | 当該校の教師 |
| 参加者 | 当該校の生徒 |
| 場所 | 当該校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |

## 学校部活動の地域連携

■**合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

| | |
|---|---|
| 指導者 | **部活動指導員等、関係校の教師**<br>（※ｱｽﾘｰﾄ・ｱｰﾃｨｽﾄ等の人材を含む） |
| 参加者 | 関係校の生徒 |
| 場所 | 拠点校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■地域の実情に応じた段階的な体制整備

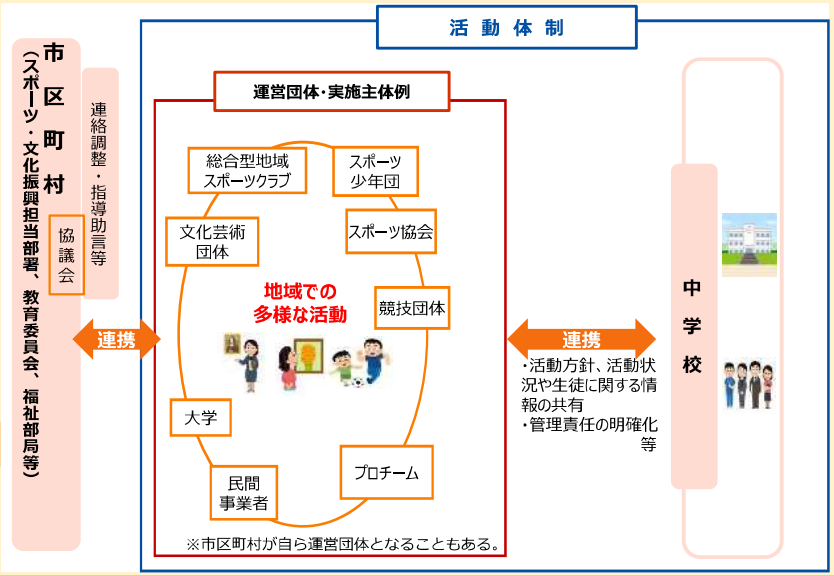
**地域の実情に応じ、当面は併存**

## 休日の地域クラブ活動

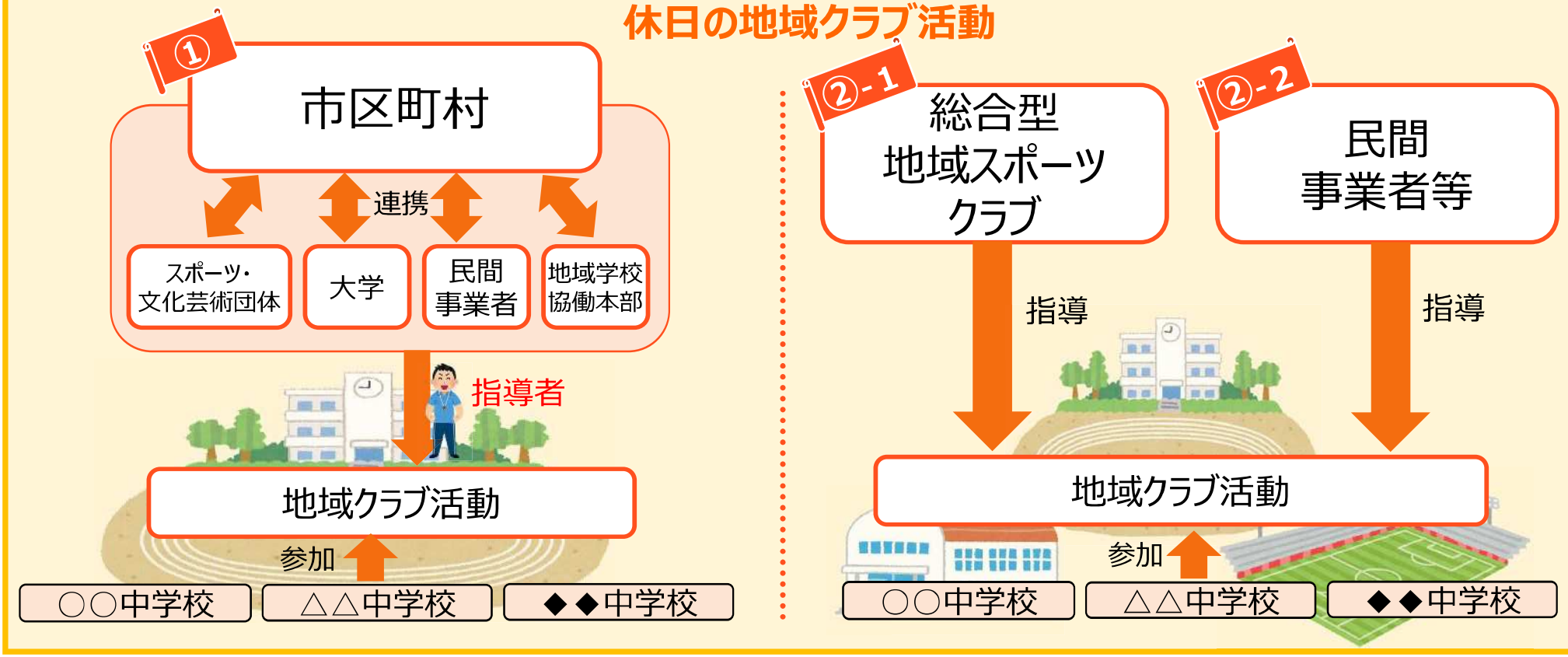
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■**地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

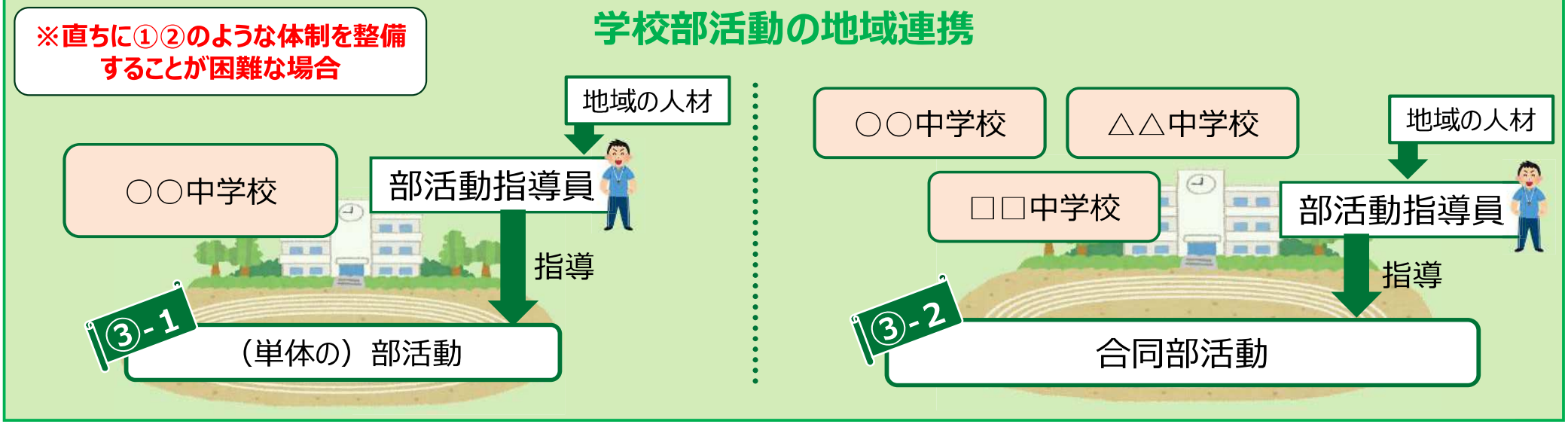
| | |
|---|---|
| 運営団体・実施主体 | **①地方公共団体**（※複数地方公共団体の連携を含む）<br>**②多様な組織・団体**（総合型地域ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ、ｽﾎﾟｰﾂ少年団、体育・ｽﾎﾟｰﾂ協会、競技団体、ﾌﾟﾛﾁｰﾑ、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等） |
| 指導者 | **地域の指導者**（一部教師の兼職兼業） |
| 参加者 | 地域の生徒（※他の世代が一緒に参画する場合を含む） |
| 場所 | 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設 |
| 費用 | 可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 各種保険等 |



## 休日の地域クラブ活動




## 学校部活動の地域連携



資料５

# 答申案の方向性

現在の河内長野市学校のあり方の方針では

基本的考え方
〇適正規模は標準学級数（１２学級から１８学級）
〇学校が小規模化した場合、教育効果の低下等のデメリットを解消するため、メリットを最大限に引き出す取り組みを強化　⇒　小・中学校の一体化、複合化
〇小規模校を現状のまま存続させる限度は、小学校は複式学級となる段階、中学校は６学級を下回り単学級が生まれる段階

⇩

■人口減少や少子化等が更に進み、子どもたちの教育に顕著な影響が生ずる恐れが出てきた場合や影響を克服できる手段が学校統廃合以外にない場合に統廃合について検討

## 第１回

意見まとめ
〇学校が小規模化したときのデメリットはあるが、工夫によりデメリットを補うことは可能
〇学校運営協議会を含めた地域との連携が活発
〇次回以降、諮問事項の掘り下げを行う
〇小学校と中学校を区別しての検討が必要では

## 第２回

国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」による
〇学校の規模について（諮問事項の掘り下げ）
・学校の更なる小規模化による学校への影響
学習面、生活面での影響
学校運営面での影響（教員の配置）
・学校と地域との連携
地域における学校への関り
学校運営協議会制度
〇学校の配置について
・通学距離

⇩

■学校の更なる小規模化による学校への影響は小学校と中学校では違いがある。

⇩

第３回・第４回では小学校と中学校を区別して今後のあり方を検討する。

## 第３回

〇小学校のあり方の検討

【前回までの議論で見えてきたこと】

- 学校の小規模化が進んでも、学習面・生活面・学校運営面の課題への対応策により、小規模化のメリットを活かした学校活動が展開されている
- 特に小学校については、地域との結びつきが深く、地域と学校の密接な協力関係と信頼関係が構築され教育の質の向上が図られている。
- 市域が広い本市では、その地域や地域性による通学路の状況や通学距離に課題があり、適正規模を確保するだけでなく適正配置についても配慮する必要がある。

【議論の前提】

- 小学校については、地域との結びつきが深いことや適正な通学距離の設定の必要性から安易な統廃合はできない。
- 更に小規模化が進んでも、小規模化のメリットを活かした学校活動が展開されるよう、これまで以上に学習面・生活面・学校運営面の課題への対応策の検討が必要となる。

【第３回の検討事項】

- これまで本市が進めてきた施設一体型小中一貫教育推進校や公民館との複合化、小規模特認校制度に加え、更なる小規模化による学習面・生活面・学校運営面の課題への新たな対応策の検討

【対応策】

- 地域の教育力（学校運営協議会）や、多様な他者とのかかわりを深める教育の充実
- ＩＣＴの活用による他校との遠隔授業の充実
- チーム担任制・異学年の学級活動
- 先進市を参考とした小規模化のメリットを活かした学校活動の展開
- 多様性を包摂する考えから学びの多様化学校の必要性
- 通学区域の弾力化を目的とした学校選択制（特認校制）の導入　など

**小学校のあり方の答申案**

■小学校については、地域との結びつきが深いことや適正な通学距離の設定の必要性から安易な統廃合はできない。
このことから、子どもたちの教育に与える顕著な影響を克服できる手段が学校統廃合以外にないとする時期までは、学校の小規模化のメリットを最大限に活かした教育を行うため学習面・生活面・学校運営面の課題に対し、様々な対応策を展開することとする。

※子どもたちの教育に与える顕著な影響を克服できる手段が学校統廃合以外にないとする時期の目安については、第４回検討委員会で議論

## 第４回

〇中学校のあり方の検討

- 中学校のあり方
  - 小規模化のメリットを最大限に活かした教育

⇩

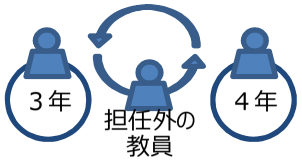
**中学校のあり方の答申案**

# 参　考　資　料

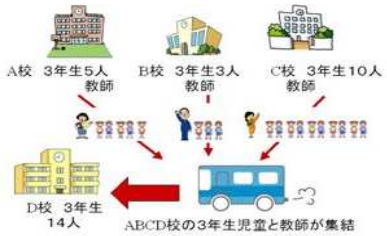
## 全国で取り組まれている小規模校における魅力ある学校づくりの工夫

### チーム担任制
学級担任を １ 人の教員に固定せず、複数の教員がローテーションして１つの学級を運営する。教員間の連携を深め、多面的かつ柔軟な対応、教育の質向上を図る。

<3 人で 2 学年を担当する>




### 学校間合同授業
複数校が集まって、合同授業を実施。、他校の児童と共に学習することで互いに良い刺激を受け、学習に関する意欲が高まる。




### 分校･分教室
分校：特にへき地や離島など、本校から遠く離れた地域に設置。地域に根差した教育を継続する基盤となる。
分教室：小規模校が統廃合された際などに、旧校舎や本校から離れた場所等を利用して設置。本校の一部として地理的に通学が困難な生徒の学習機会の確保等に利用される。



### 先端技術を活用した遠隔授業
ICT で隣町の学校とつなぎ、まるで一つの教室にいるような合同授業を実現。（NTT 西日本「つながる教室」）



### 異学年の学級活動
一部の教科（生活、音楽、図工、体育、道徳等）や給食、学級活動、朝や帰りの会等を２学年一緒に実施。２学年を２つのクラスで活動することで疑似的なクラス替えも可能。




### 学校×地域活性化プロジェクト
児童や農家が育てた島野菜等を食材にしたカフェを地域住民と共に運営。観光客や地域住民の集う場所に。カフェを拠点に、「地域とともにある、魅力あふれる学校」の実現をめざす。




そのほかにも
地域との連携による
「IT 部」の取組みや
「農業×金融教育」

### 山村留学
都市部の小中学校の子どもたちが、親元を離れて自然豊かな農山村地域で １ 年間程度生活し、地元の学校に通う活動



### デュアルスクール
都市と地方の学校を住民票を異動させずに年間を通して複数回行き来し、双方で教育を受けることができる制度




期間：数週間～1 年程度、年間複数回も可能

## ■本市の取組み

### 施設一体型小中一貫教育推進校
同じ敷地内で、小中学校の児童生徒が学び、9 年間の一貫した教育の充実を図る。



### 公民館との複合化
児童と地域住民との交流がより深まり、地域のつながりの強化や、児童生徒にとって新たな学びの機会の創出が図られる。



### 小規模特認校
通学区域に関係なく、市内どこからでも子どもたちが通える学校。少人数の教育環境を生かした特色ある教育を実施。



### 遠隔授業
ICT を活用して離れた学校の教室どうしをつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ。多様な考えに触れ、コミュニケーション能力や社会性を育むなど、教育の質の向上を図る。

